


Ver 1.2

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	自然と未来株式会社 廃食用油由来 BDF 活用プロジェクト	
プロジェクト 代表事業者名	自然と未来株式会	代表取締役 村上 文



提出日 2010年 11月 16日

受理日 2010年 11月 16日

最終版提出日 2011年 2月 17日

A:参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	自然と未来 株式会社(シセントミライカブシキガイシャ)		
住所	熊本県熊本市小山 2 丁目 26 番 16 号		
代表者氏名	代表取締役 村上 文	担当者氏名	村上 文
担当者所属		担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail	aya.star-625@nifty.com	担当者電話番号	096-285-5907
プロジェクトでの役割	プロジェクトの統括、廃食用油の回収、BDF の製造		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	株式会社白馬物流(カブシキガイシャ ハクバツリユウ)		
住所	熊本県熊本市戸島町 408-1		
代表者氏名	代表取締役 堀内 義博	担当者氏名	高岡 安男
担当者所属		担当者役職	車輛整備担当
担当者 E-mail	info@hakubapd.co.jp	担当者電話番号	096-380-8911
プロジェクトでの役割	BDF を使った車両の運行		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	特定非営利活動法人 九州バイオマスフォーラム		
住所	熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5816		
代表者氏名	事務局長 中坊 真	担当者氏名	中坊 真
担当者所属		担当者役職	事務局長
担当者 E-mail	nakaboh@aso.ne.jp	担当者電話番号	050-3305-6577
プロジェクトでの役割	プロジェクトの内部監査		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	自然と未来 株式会社(シセントミライカブシキガイシャ)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6			
ダブルカウントの防止の措置 ※7			
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: 自然と未来 株式会社		

<p>公的な報告・公表制 度</p>	<p>【公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 <input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。 <input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 <input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____ <input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____ <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p>
------------------------	--

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①	
	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>①背景・目的</p> <p>自然と未来株式会社(以下、当社という。)は、熊本市を中心に、県下全域を対象として飲食店及び給食センター等からてんぷら油を有価物で回収。地球の自然環境の中で繰り返し得ることのできる、再生可能なエネルギーであるバイオディーゼル燃料の精製と販売の事業を行う。とりわけ輸送用の利用拡大を図りながら、低炭素社会の構築及び温室効果ガスの排出量を削減することを目的に、カーボンニュートラル燃料による化石燃料の代替として、バイオディーゼル燃料の製造・活用を開始した。</p> <p>② 内容</p> <p>本プロジェクトは精油メーカーである日華油脂株式会社及び熊本県保養施設や給食会社・外食産業・飲食店等から排出される廃食用油を回収し、良質な BDF(B100)を当社所有のプラントにて製造している。またその燃料を一般貨物運送事業者である株式会社白馬物流所有の配送車輛で活用することによって温室効果ガスの排出削減に貢献するものである。</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>① 回収対象の廃食用油</p> <p>本プロジェクトが実行される前はリサイクルされず、一般廃棄物または産業廃棄物として処理費用を払って処理されていた。</p> <p>② 該当車輛</p> <p>プロジェクト実施以前は、一般貨物運送事業者である白馬物流の配送車輛は軽油を使用していた。</p>
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>① 廃食用油の回収</p> <p>当社が毎日、回収ルートを設定し、熊本県保養施設や給食会社・外食産業・飲食店等から回収を行っている。(回収を行う車輛も B100 を使用している。)</p> <p>② BDF の精製</p> <p>当社プラントにて精製を行っている。</p> <p>BDF の製造量は、B100 が平均 24000 リットル/月、メタノールを用いたエステル交換方式で実施している。</p>

	<p>③ 車輛での BDF 使用</p> <p>従来は軽油を使用していた、白馬物流の車輛 32 台に対して、燃料として B100 を使用している。また、白馬物流への給油は、弊社にて行なっている為、バイオディーゼル燃料の運搬はしていない。</p>
--	--

B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))																												
	① 廃食用油回収車輛 合計 1 台																												
	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>車両番号</td> <td>熊本 100 せ 2598</td> </tr> <tr> <td></td> <td>メーカー</td> <td>トヨタ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両名称</td> <td>バン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>型式</td> <td>KC-BU132 改</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料の種類</td> <td>B100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>初年度登録</td> <td>平成 9 年 11 月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>導入年月日</td> <td>平成 22 年 4 月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用途</td> <td>廃食用油の回収</td> </tr> </table>	1	車両番号	熊本 100 せ 2598		メーカー	トヨタ		車両名称	バン		型式	KC-BU132 改		燃料の種類	B100		初年度登録	平成 9 年 11 月		導入年月日	平成 22 年 4 月		用途	廃食用油の回収	 <p style="text-align: center;">車輛の写真</p>			
1	車両番号	熊本 100 せ 2598																											
	メーカー	トヨタ																											
	車両名称	バン																											
	型式	KC-BU132 改																											
	燃料の種類	B100																											
	初年度登録	平成 9 年 11 月																											
	導入年月日	平成 22 年 4 月																											
	用途	廃食用油の回収																											
	② BDF 製造装置 (資料 5 BDF 製造装置仕様書参照)																												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>メーカー</td> <td>(株)環境</td> </tr> <tr> <td></td> <td>品名</td> <td>廃食油精製機</td> </tr> <tr> <td></td> <td>型式</td> <td>A-200-05</td> </tr> <tr> <td></td> <td>動力の種類</td> <td>電力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>導入年月日</td> <td>平成 22 年 4 月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法定耐用年数</td> <td>15 年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用途</td> <td>廃食用油の精製 (加温、不純物分離、エステル交換反応)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機器容量</td> <td>200 リットル/バッチ (5~6 時間/バッチ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最大消費電力</td> <td>100kW</td> </tr> </table>		メーカー	(株)環境		品名	廃食油精製機		型式	A-200-05		動力の種類	電力		導入年月日	平成 22 年 4 月		法定耐用年数	15 年		用途	廃食用油の精製 (加温、不純物分離、エステル交換反応)		機器容量	200 リットル/バッチ (5~6 時間/バッチ)		最大消費電力	100kW	 <p style="text-align: center;">施設・設備の写真</p>
	メーカー	(株)環境																											
	品名	廃食油精製機																											
	型式	A-200-05																											
	動力の種類	電力																											
	導入年月日	平成 22 年 4 月																											
	法定耐用年数	15 年																											
	用途	廃食用油の精製 (加温、不純物分離、エステル交換反応)																											
	機器容量	200 リットル/バッチ (5~6 時間/バッチ)																											
	最大消費電力	100kW																											
	尚、2011 年 4 月から、バイオマス・ジャパン(株) 形式 MAX200 ベーシックが上記の BDF 製造装置と並行して設置、運転を開始する。(資料 5-4)																												
	③ BDF 使用車輛 合計 32 台 (資料 2-V、2-V-①自動車検査証参照)																												

B.3 プロジェクト 実施場所	実施事業所名	自然と未来株式会社												
	住所	<p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <p>熊本県熊本市小山 2 丁目 26 番 16 号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">回収</td> <td>日華油脂株式会社 若松工場</td> <td>北九州市若松区北浜一丁目 8 番 1 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外食産業・飲食店等 保養施設等</td> <td>熊本県 合計約 305 箇所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">精製</td> <td>自然と未来株式会 社</td> <td>熊本県熊本市小山 2 丁目 26 番 16 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用</td> <td>株式会社白馬物流</td> <td>熊本県熊本市戸島町 408-1</td> </tr> </table>		回収	日華油脂株式会社 若松工場	北九州市若松区北浜一丁目 8 番 1 号		外食産業・飲食店等 保養施設等	熊本県 合計約 305 箇所	精製	自然と未来株式会 社	熊本県熊本市小山 2 丁目 26 番 16 号	利用	株式会社白馬物流
回収	日華油脂株式会社 若松工場	北九州市若松区北浜一丁目 8 番 1 号												
	外食産業・飲食店等 保養施設等	熊本県 合計約 305 箇所												
精製	自然と未来株式会 社	熊本県熊本市小山 2 丁目 26 番 16 号												
利用	株式会社白馬物流	熊本県熊本市戸島町 408-1												
概要	<p>(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)</p> <p>① 回収範囲 北九州の精油メーカー及び熊本県内で、学校給食・外食産業・飲食店から排出される廃食用油を回収 (資料 6 廃食用油の回収先リスト及び収集計画参照)</p> <p>② 精製場所 当社プラントで精製 所在地: 熊本県熊本市小山 2 丁目 26 番 16 号</p> <p>③ 利用範囲 熊本県で、一般貨物自動車運送業を行なう株式会社白馬物流の配送車両にて使用(使用燃料: BDF100%)</p>													

B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1		2010 年 5 月 1 日 ~ 2020 年 3 月 31 日(9 年 11 ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※2		2011 年 2 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日					
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2010	2011	2012			合計
	t-CO2	78	565	565			1208
B.7 モニタリング報告の頻度	年 1 回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / <input checked="" type="radio"/> 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元	平成 22 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間団体)					
	補助金額 (申請額含む)	6,960 千円					
	補助金の用途	設備の整備					
	補助対象年月日	2011 年 2 月 8 日~2011 年 3 月 31 日					
	補助金を受給していること を証明する書類	平成 22 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間団体)交付決定通知書					
B.9 他制度への申請※4	申請の有無 (いずれかに○)	有 / <input checked="" type="radio"/> 無					
	制度名 (有の場合のみ)	該当しない					
備考	<p>プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する 各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと)</p> <p>① 廃食用油の確保が困難となるリスク ア) 既存収集先からの回収ができなくなるリスクはあるが、常に新規顧客の確保と、協力会社とのネットワーク、自治体等との連携を強化することで事業継続は可能 イ) 廃食用油の価格が高騰する可能性があるが、燃料価格への転嫁を図ることで事業継続は可能</p> <p>② BDF100 の使用が不可能な車輛の増加 ア) 構造的に B100 を利用できないディーゼルエンジン車輛が増加するリスクはあるが、その他供給事業への転換を行なうことで事業継続は可能</p>						

※1:2008 年 4 月 1 日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければ

プロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※3:想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

※4:国内クレジット制度や海外のVER制度等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブ リストの適格性 基準との整合 性	C.1.1 ポジティブ リストの番号	No. E. <u>004 ver. 5.0</u>
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件1	精製される BDF の原料である廃食用油は、熊本県内の商業施設、学校給食及び精油メーカーで使用された植物性の廃食用油であり、プロジェクトがない場合には産業廃棄物として処理されており、エネルギー利用はされていない。 (添付資料 1 国内で発生した廃食用油の使用宣言書)
	C.1.3 条件2	本プロジェクトで使用される BDF の製造方法は、アルカリ触媒法(乾式方式)のメタノールを用いたエステル交換方式である。 (資料 5 BDF 精製フロー図、装置内概略フローバランス参照)
	C.1.4 条件3	本プロジェクトで精製された BDF を使用する車両は、従来は化石燃料(軽油)を使用していた。
	C.1.5 条件4	本プロジェクトで使用される BDF(B100)は、全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会モニタリング規格を満たしている。 (資料 7 分析結果報告書参照)
C.1.6 条件5	バイオディーゼル燃料を使用する車両は、全て陸運局へ届出し車検を取得したものである。 また、この燃料を使用するに当たり自己の責任において適切な車両管理等を行っている。 (資料 2 自動車検査証、資料 3 車両メンテナンス計画、資料 4 定期点検用点検整備記録簿参照)	
C.2 適用方法 論	方法論番号	<u>E004</u>
	方法論名称	廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等での利用

<p>C.3 適用する ガイドライン等</p>	<p>C.3.1 ガイド ライン等への 準拠</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合 の説明)</p> <table border="1" data-bbox="576 338 1318 539"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 338 703 383">該当する</th> <th data-bbox="703 338 922 383">準拠の説明</th> <th data-bbox="922 338 1318 383">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 383 703 439"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 383 922 439">全く準拠しない</td> <td data-bbox="922 383 1318 439"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 439 703 495"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 439 922 495">一部準拠しない</td> <td data-bbox="922 439 1318 495"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 495 703 539"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 495 922 539">全て準拠する</td> <td data-bbox="922 495 1318 539"></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する	
該当する	準拠の説明	説明												
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない													
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない													
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する													
<p>C.4 ベースラ インシナリオ (BLS)</p>	<p>C.4.1 BLS の 特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>① 廃食用油 エネルギー利用されておらず、利用計画もない。</p> <p>② 車輛燃料 従来の通り、軽油が使われていた。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用 した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明す ること) 該当なし</p>												
	<p>C.4.2 BLS に 関連した温 室効果ガス 排出源の特 定</p>	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室 効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプラン において定量化すること) 該当なし</p>												
<p>C.5 排出量・ 吸収量の定 量化</p>	<p>C.5.1 不確か なデータの使 用</p>	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過 大評価がないことを以下に説明すること) BDF 製造工程で使用するメタノールの比重は MSDS により 20℃での値を引用して いるが、季節間の気温変化を考慮し 0℃付近の比重データとの誤差補正の必要性 を検討した結果、不要であるとの判断に至った(モニタリング報告書備考を参照)。</p>												
<p>C.6 備考</p>		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準 に著しい差異がある場合には以下に説明すること) 該当なし</p> <p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止し なければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること) B: プロジェクト活動の概要②備考欄を参照</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその 旨以下に説明すること) 該当なし</p>												

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に整理すること。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他

(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)

なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。

D.1 関連する許認可及び関連法令等

		該当しない	該当する
1	大気汚染防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
3	土壌汚染対策法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
4	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
5	振動規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
6	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
8	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
9	建築基準法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
10	消防法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 具体的に: BDF、メタノール、グリセリンを一定量以上貯蔵し、または取り扱う場合には消防法に基づく許可が必要で取得済み。
11	道路運送車両法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 具体的に: BDFを使用する車輛は車検証上、廃食用油燃料を使用する旨の記載済み。

(資料 1-P①~② 少量危険物貯蔵取扱届出書、指定可燃物貯蔵取扱届出書参照)

2 環境影響評価 及び環境測定	(法令等によって実施が求められていない場合は省略可) 該当なし
D.3 住民説明会の 実施状況	(法令等によって実施が求められていない場合は省略可) 該当なし